

山口県報

平成18年
3月10日
(金曜日)

目 次

- 告示
消費者との間で行う取引に関し、事業者が行ってはならない行為の指定（県民生活課）……………一
消費生活の安定及び向上に関する条例第十一条の三第一項に規定する知事が定める事項（県民生活課）……………三



山口県告示第百十七号

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第十一条の二第一項の規定により、消費者との間で行う取引に関し、事業者が行ってはならない行為を次のとおり指定し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月十日

山口県知事 二井 関 成

一 商品の販売若しくは役務の提供の意図があることを明らかにしないで、若しくは商品の販売若しくは役務の提供をすること以外の行為をすることが主たる目的であると誤解させるようなことを告げて消費者に接近し、若しくは消費者を誘引し、又はそのような広告若しくは宣伝により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 条例第十一条の二第一項第一号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの

(一) 商品又は役務に関し、その質、用途その他の内容、対価その他の取引条件、商品

を販売し、又は役務を提供する事業者の氏名又は名称その他の消費者の判断に影響

を及ぼすこととなる重要な事項（以下「商品等に関する重要事項」という。）について、事業者が保有し、又は保有すべき情報を提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(二) 消費者の取引に関する知識又は経験の不足に乗じて、商品又は役務に関し、その質、用途その他の内容、対価その他の取引条件その他契約に関する事項について必要な説明をしないで、消費者に著しく不利益を与えることとなる契約の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させること。

(三) 商品又は役務に関し、その質、用途その他の内容又は対価その他の取引条件について、実際のもよりも著しく優良であり、又は有利であると消費者を誤認させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(四) 商品の購入又は役務の利用が法令等の規定により義務付けられていると誤認させるような説明をして、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(五) 自らが国、地方公共団体その他公共的団体若しくは著名な法人その他の団体（以下「公共的団体等」という。）の職員であると誤認させるような言動等又は公共的団体等若しくは著名な個人の許可、認可、推薦その他これらに類する関与を受けていると誤認させるような言動等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(六) (三)から(五)までに掲げるもののほか、商品等に関する重要事項について、事実と異なること若しくは事実の誤認をさせるようなことを告げて、又は将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(七) 高齢者その他の消費者の判断力の不足に乗じて、消費者に著しく不利益を与えることとなる契約の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させること。

三 条例第十一条の二第一項第三号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの

(一) 契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、長時間にわたり、又は反復して契約の締結を勧誘し、又はそのような勧誘により契約を締結させること。

(二) 消費者の意に反して、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯（午後九時から翌日の午前八時までの間をいう。）に、当該消費者に対し、訪問し又は電話をかけて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(三) 消費者が、商品若しくは役務について広告若しくは宣伝の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示しているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を与えることなく、電気通信回線を通じて一方的に広告又は宣伝を反復して提供することにより消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (四) 消費者の年齢若しくは収入、消費者が購入し、若しくは利用する旨の意思表示をした主たる商品若しくは役務の内容その他の契約を締結する上で重要な事項について、事実と異なる内容を当該契約に係る書類に記載させ、若しくは記載して執ように契約の締結を勧誘し、又はそのような勧誘により契約を締結させること。
- (五) 道路その他の公共の場所において消費者を呼び止め、その進路に立ちふさがり、若しくは当該消費者につきまとい、当該消費者に執ように話しかけ、又は当該消費者を威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (六) 商品の購入又は役務の利用のための資金に関して、金銭の貸付けその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (七) 消費者又はその関係人の生命、身体、財産その他の権利利益が著しく害される不安を覚えさせるような言動等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (八) 商品の販売又は役務の提供に関し、消費者の過去の取引に関する情報を利用して、消費者に不安を覚えさせ、又は過去に受けた不利益を回復することができると誤解させるようなこと若しくは将来にわたって不利益を受けることを防止することができると誤解させるようなことを告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (九) (一)から(八)までに掲げるもののほか、消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用い、又は威迫して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (十) 商品の販売又は役務の提供を目的として、無償又は時価より著しく低い対価で当該商品以外の商品の販売又は当該役務以外の役務の提供を行い、これにより生ずる消費者の心理的な負担に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (二) 消費者を集合させ、又はその集合している場所において、主として販売しようとする商品以外の商品又は主として提供しようとする役務以外の役務を無償又は時価より著しく低い対価で販売し、又は提供すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 四 条例第十一条の二第一項第四号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの
- (一) 消費者の返済能力を超える信用の供与であることが明白であるにもかかわらず、他の事業者から商品を購入し、又は役務の提供を受けることを条件又は原因として信用の供与又は保証の受託をする契約（以下「与信契約等」という。）の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させること。
- (二) 販売業者等（商品を販売し、又は役務を提供する事業者をいい、取次店その他の

名称で当該商品又は当該役務を取り扱う者を含む。以下同じ。）の行為が一から三まで及び五に掲げる行為のいずれかに該当することを知らながら、又はそのことを容易に知り得るにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は当該契約を締結させること。

五 条例第十一条の二第一項第五号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの

- (一) 事業者の債務不履行、契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為又は契約の目的物の隠れた瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部又は一部を不当に免除する条項を含む契約を締結させること。
- (二) 損害賠償の額の予定、違約金又は原状回復について、消費者に不当に重い負担を求める条項を含む契約を締結させること。
- (三) 消費者の法令の規定に基づく契約を解除し、若しくは取り消すことができる権利の行使を不当に制限し、又は契約の条項の無効を主張することを妨げる条項を含む契約を締結させること。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を不当に害するものを含む契約を締結させること。
- (五) 契約に関する訴訟について、民法第九十条の規定に反して消費者に不当に不利な管轄裁判所を定める条項を含む契約を締結させること。
- 六 条例第十一条の二第一項第六号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの
- (一) 事業者の氏名若しくは名称又は住所を明らかにしないで、又は偽つて、消費者又はその関係人に契約に基づく債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。
- (二) 正当な理由なく、消費者若しくは当該消費者が締結した契約に係る債務の履行をする義務を負う者（以下「消費者等」という。）に不利益を与えることとなる情報を信用情報に関する機関若しくは当該消費者等の関係人に提供し、又は当該情報を流布する旨の言動等により不当に圧迫して、当該消費者又はその関係人に当該契約に基づく債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。
- (三) 契約の成立又はその内容について消費者との間で争いがあるにもかかわらず、当該契約の成立又はその内容に係る事業者の主張に基づいて、当該消費者又はその関係人にこれを強要して当該契約に基づく債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。
- (四) 消費者等の関係人で当該消費者が締結した契約に係る債務の履行をする義務を負わない者に対し、当該債務の履行について、事業者への協力を執ように求め、又は

当該事業者への協力をさせることにより、当該消費者又はその関係人に当該契約に基づく債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。

(五) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が当該契約に係る債務の履行を要求する者に対抗することができる場合に該当するにもかかわらず、当該消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させて、当該消費者又はその関係人に当該債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。

(六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は消費者若しくはその関係人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動等により困惑させて、当該消費者又はその関係人に契約に基づく債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。

(七) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させるような仕方で金銭の借入れその他の方法による債務の弁済資金の調達をさせて、当該消費者等に契約に基づく債務の履行を要求し、又は当該債務の履行をさせること。

七 条例第十一条の二第一項第七号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの

(一) 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、当該契約の変更をしていないにもかかわらず、当該契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否すること。

(二) (一)に掲げるもののほか、履行期限を経過しているにもかかわらず、数回にわたる消費者からの契約に基づく債務の履行の請求に適切に対応しないで、当該債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は遅延させること。

八 条例第十一条の二第一項第八号に掲げる行為で次のいずれかに該当するもの

(一) 法令の規定若しくは契約に基づく消費者の契約の申込みの撤回、解除若しくは取消し又は契約の条項の無効を主張することを妨げること。

(二) 商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費したとすれば、法令の規定により消費者が当該商品の供給を受ける契約の申込みの撤回又は解除を行うことができなくなる場合に、当該契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該消費者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させること。

(三) 消費者の契約の申込みの撤回、解除若しくは取消し又は契約の条項の無効を主張することによって生ずる債務の全部又は一部の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。

山口県告示第百十八号

消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十五年山口県条例第一号）第十一条の

三第一項の規定により、商品の種類及びその性能若しくは品質又は役務の種類及びその内容に類する事項を次のとおり定めた。

平成十八年三月十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者の氏名若しくは名称
- 三 商品を販売する数量
- 四 商品の効能を得るために必要な数量
- 五 役務の効果

平成十八年三月十日印刷
平成十八年三月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）